

宝塚市上下水道事業の経営改革に関する検討会設置要綱（案）

（設置）

第1条 宝塚市上下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の経営改革及びあり方について検討するため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年9月30日訓令第26号）第6条第2項の規定に基づき、宝塚市上下水道事業の経営改革に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次の事務を所掌する。

- （1）上下水道事業の経営基盤強化に関すること。
- （2）上下水道事業のあり方に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営改革に関すること。

（組織等）

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長には副市長を充てる。
- 4 会長は会務を総理し、検討会の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。

（会議）

第4条 検討会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、上下水道局経営管理部経営企画課が行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

別表

職 名
副市長
上下水道事業管理者
上下水道局長
上下水道局 経営管理部長
上下水道局 施設部長
企画経営部長
企画経営部 財務担当部長
総務部長
総務部 経営改革担当部長
都市安全部長
危機管理監